



行財政改革の一環として、

2月から下記のことに取り組みます

①町民課・野方支所からお知らせ

毎週月曜日は、窓口業務の一部を 午後7時まで時間延長いたします！

仕事帰りにお立ち寄りいただけます！

お仕事などで、平日の開庁時間内に役場に来ることができない方々のために、2月と3月の2か月間、試験的に町民課と野方支所の窓口業務の一部を時間延長いたします。

詳しくは、下記のとおりです。

記

1. 試行期間 **2月と3月の毎週月曜日**（ただし、月曜日が休日の場合は除く）
（2月7日、2月14日、2月21日、2月28日、3月7日、
3月14日、3月28日）
2. 取扱事務 町民課および野方支所窓口業務のうち次の事務
 - 住民票の写しの交付（本町に住民登録のある方のみ）
 - 戸籍謄本・抄本の交付（本町に本籍のある方のみ）
 - 印鑑登録証明書の交付（印鑑登録証の提示が必要）※取扱事務については、以上に限らせていただきます。ご理解のほど、
よろしく願いいたします。
3. 窓口延長時間 午後5時15分 ⇒ **午後7時まで**

【問い合わせ先】

大崎町役場 町民課 戸籍住民係 TEL 76 - 1111（内線 125）

大崎町役場 野方支所 TEL 78 - 2111

②会計課からお知らせ

会計課の窓口払いを、毎日(月~金)行います！

住民サービスの向上と充実を図るため、会計課の窓口払いが毎日行われるようになります。窓口払いは、これまで毎週水曜日の週1回のみの支払いとなっていました。

2月1日(火)以降は、月曜日から金曜日まで(祝祭日は除く) ご利用できます。

なお、**支払い時間**は、従来どおり**午前10時から午後3時まで**となっています。また、便利な口座振替制度もご利用ください。

【問い合わせ先】 大崎町役場 会計課 TEL 76 - 1111（内線 102）